

ト交渉ノ上ニ協長ヲ奉見セザル場合ハ工場ヲ一時閉鎖
 鎖スルノ方針ナル旨前報記載ノ如クナルガ職ニ例ニテ
 之相違考慮スル所アリタルモ、如ク昨報下月千後ニ時
 間東鉄工組合主席河田賢治ハ徳永正兼外西君、
 職ニ例代表ト共ニ重役本城捷三、大島徳太郎(後所長)
 ト會見三時間ニ亘リ折衝ヲ重ク充テ条件ニテ協議
 ナリ解雇者七名ニ對シ職ニ例ハ従前ノ標準ニ依リ會
 社ノ同情ナル裁量ヲ希望シテ會社ノ決定ニ一任スルニト
 ニ決シ茲ニ解決ヲ告ケタリ

記

第一賃銀増額(要求四割)

時給 自十八錢 至廿二錢 三錢五厘増額

〃 自二十五錢 至三十錢 三錢三厘増額

〃 自三十錢 至三十五錢 三錢増額

〃 三十五錢以上 三錢増額

第二定傭者ノ分増(要求三時間)

二時間半より四時間迄(實共トシテ)

第三残業ノ分合制度ヲ改メルニト

現在ノ例ニテ変更ナシ

第四第五解雇退職ニ對スル手當

鉄工業同業組合平均率ニ參酌シテ改正スルニト

(職ニ例ヨリ未月下旬迄ニ制定ヲ希望セルモ會社側ハ
 期間ヲ嚴定セス或ルハク速カニ制定スルニトニテ折合ナシ)

右及申(通)報矣也